

民生委員・児童委員活動保険 想定Q&A

2023/5/2

番号	質問内容	回答
1	民生委員児童委員活動保険において、活動中に新型コロナウイルスに感染した場合は補償の対象か	<p>【2023年5月8日以降発病の場合】 新型コロナウイルス感染症は補償対象外となります。</p> <p>【2023年5月7日以前発病の場合】 2020年2月1日以降の活動で罹患された場合は対象となります。</p> <p>民生委員児童委員活動保険では、活動と感染症罹患に因果関係がある前提で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する一類、二類、三類感染症」に該当する場合は補償の対象としておりました。</p> <p>ただし、新型コロナウイルスは現状上記に区分されていないため対象になっておりませんでした。2020年5月1日に商品改定を実施し、指定感染症に認定された2020年2月1日に遡り、補償対象となりました。</p>
2	どのような場合補償されるのか	<p>【2023年5月7日以前発病の場合】 現状の特定感染症補償と同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金 <p>※死亡保険金は対象となりませんが、葬祭費用が300万円を限度にお支払いされます。</p>
3	ホテルでの隔離や自宅での療養の場合は対象となるのか	<p>新型コロナウイルスに感染し、医師の指示のもと、軽症や無症状の方等がホテル等の臨時施設または自宅で療養する場合の取り扱いは以下のとおりです。</p> <p>【診断日が2023年5月8日以降の場合】 対象となりません。</p> <p>【診断日が2022年9月26日以降2023年5月7日以前の場合】 対象となりません。</p> <p>ただし、以下の方においては、医師等の指示により宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ・入院を要する方 ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方 ・妊婦
4	新型コロナウイルスに罹患したのが活動中か分からないケースはどうするのか	<p>罹患したと想定される付近の日時に活動実態があるか、活動以外に感染要因となる事象がないか（院内感染、クラスター等）など確認させていただいた上で、判断させていただきます。</p>